告示

○総務省告示第二百四十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第四百二十五号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年三月二十九日	他の政治団体の名称	みんなの党（とう）	
	本部の所在地	東京都千代田区平河町二―六―一平河町ビル九階	東京都千代田区隼町二番十二号藤和半蔵門コープ六〇六号室

○総務省告示第二百四十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第四百二十六号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年三月二十九日	他の政治団体の名称	みんなの党（とう）	
	本部の所在地	東京都千代田区平河町二―六―一平河町ビル九階	東京都千代田区隼町二番十二号藤和半蔵門コープ六〇六号室

○中央選挙管理会告示第十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月三十一日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年三月二十九日	他の政治団体の名称	みんなの党（とう）	
	本部の所在地	東京都千代田区平河町二―六―一平河町ビル九階	東京都千代田区隼町二番十二号藤和半蔵門コープ六〇六号室

○中央選挙管理会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十階　共用会議室一

日時　平成二十五年五月三十一日　午前十一時

○中央選挙管理会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日時　平成二十五年六月四日　午後三時

○法務省告示第二百七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ニュージーランドを原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年五月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏名　髙橋　那恵

生年月日　千九百八十四年十一月二十六日

国籍　日本国

○財務省告示第百六十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○トン
四	一、一四四トン
五	○トン
六	○トン
七	一トン
八	一トン
九	七三○トン
一○	三七トン
一一	二七トン
一二	四、○九○トン
一三	四二三、○六八トン
一四	九二、八七一トン
一四の二	一七、○一八トン
一五	八トン
一六	一二○トン
一七	三、九九九トン
一八	一六二トン
一九	三トン
二○	六○トン
二一	二、七三五トン
二二	一四七トン
二三	一トン
二四	一トン
二五	○トン
二六	五トン
二七	四九トン
二八	○トン
二九	○トン

○財務省告示第百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万八百五十六トン

二　冷凍牛肉　二万四千八百二十九トン